

昭和63年7月29日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

神奈川県地域森林計画策定のための個人情報の外部提供について（答申）

昭和63年7月4日付藤み第28号をもって諮問された、神奈川県地域森林計画策定のための個人情報を外部提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ① 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項による外部提供の必要性を認める。
（ただし、計画策定準備の段階では、その必要性は薄いことから、計画策定後における該当区域内の者に限定して外部提供をするものとする。）
- ② 同条例第9条第3項による本人に通知しないことの合理性は認めがたい。
- ③ 同条例第11条によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、神奈川県への外部提供の必要性、本人に通知しないことの合理的理由及びコンピュータ利用の必要性は次のとおりである。

・ 神奈川県への外部提供について

- ① 森林法第5条に基づき、県知事は5年ごとに地域森林計画の策定が義務づけられ、そのため、現況地目の山林、原野、保安林について森林簿を作成するものである。
- ② 本市においては、緑の保全を最重要事業に掲げているところであり、県の森林簿作成に協力することにより県で作成する森林簿を活用し、県、近隣市と連携を保った緑の保全にも資するものである。

・ 本人に通知しないことの合理的理由について

- ① 市内に所在する山林、原野、保安林は約2,000筆あり、所有者も2,200人にのぼる。また、計画区域内に限定しても約半数近くに及ぶこと。
- ② このことから、対象が多数であり、通知することが困難である。また、

通知を受けた当該本人にも混乱が起きると予測される。

- ・ コンピュータ利用について

神奈川県では、県内各市町村の森林簿を作成するにあたり、統一規格により処理する。この際、事務の簡素化を図るため、固定資産税課税マスターから該当事項を県が用意する磁気テープに抽出する。

3 審議会の判断理由

- ・ 外部提供の必要性について

① 森林簿の作成は、県に義務づけられたものであり、そのための基礎資料は市への照会ではなく、登記簿による調査も可能である。しかし、現況地目において森林簿を作成するとなると固定資産税課税台帳によらざるを得ないため、市への照会についての妥当性は認められる。

② 市がこれに答える必要性については、森林法の趣旨と緑の保全とは必ずしも一致しないと思われるが、広い意味では、森林資源の確保、伐採等の規制により緑の保全が図られ、また、森林簿が今後の緑保全行政の中で活用されることを考えると、その必要性は理解できる。

③ 照会項目の原野については、森林法の適用を受けるのか疑問であり、不必要な情報の提供になると考えられる。しかし、後日の市当局と県当局との意見調整結果によれば、将来森林となる可能性のあるものを把握する必要性があること及び課税台帳上の原野は雑種地と異なり山林に近い現況の地目であるとのことであり、山林に準じて外部提供することについてその必要性を認めるものである。

④ 外部提供をする個人情報の項目については、森林簿の作成過程を考えると、地域森林計画が策定され、その計画区域内の森林に対して作成されるものであることから、計画準備段階においては、森林の所有者、住所などは必要が薄いと思われる。

したがって、準備段階では森林の所在を中心にしたものにとどめ、その後計画に含まれた森林についてのみ所有者の氏名等の提供をすべきものと考えられる。

- ・ 本人に通知しないことの合理的理由について

① 対象者が多人数のため通知することが困難であるとの説明であるが、提供する情報が個人の財産に係る内容であることから、条例の趣旨・原則からすると、ただ単に多人数との理由では通知を省略する合理的理由に乏しいと思われる。

② 通知に要する費用や作業量が問題になるにしても、外部提供を求めるものとその負担について協議する等、本制度の実施機関としての義務と責任にお

いて何らかの形で計画区域内の当該個人には個別通知をすべきものとする。

- コンピュータ利用について

固定資産税課税台帳は、コンピュータにおいて管理されているところであり、提供の方法としては必要項目をプリンターにより打ち出す方法も考えられるが、規格の統一性、事務の簡素化等から考慮すると、県が用意する磁気テープに抽出することは、細心の注意を払うことを前提として妥当な方法と考えられる。

以 上